

第 1 1 9 回 八戸市都市計画審議会 参考資料

【議案第 1 号】

- 資料 1 建築基準法第 51 条関係法令について P 1 ~ P 2
- 資料 2 法第 51 条ただし書き許可（許可基準の考え方） P 3 ~ P 6
- 資料 3 一般廃棄物に関する建築基準法第 51 条の手続き（フロー） . . . P 7
- 資料 4 都市計画図 P 8
- 資料 5 搬入から搬出までの流れ P 9

《建築基準法》

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設（建築基準法施行令第三百十条の二の二）の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

《建築基準法施行令》

(位置の制限を受ける処理施設)

第三百十条の二 法第五十一条 本文（法第八十七条第二項 又は第三項 において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
- イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号 に掲げる廃油処理施設

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第三百十条の二三 法第五十一条ただし書 (法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

(抜粋)

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更	増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は四千五百人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、一万五千人)以下のもの イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力 ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力
--	--

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令》

(一般廃棄物処理施設)

第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。

2 法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所(以下「水面埋立地」という。))にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)とする。

法第51条ただし書き許可（許可基準の考え方）に基づいた今回の計画の検討

東京鐵鋼株式会社 一般廃棄物処理施設

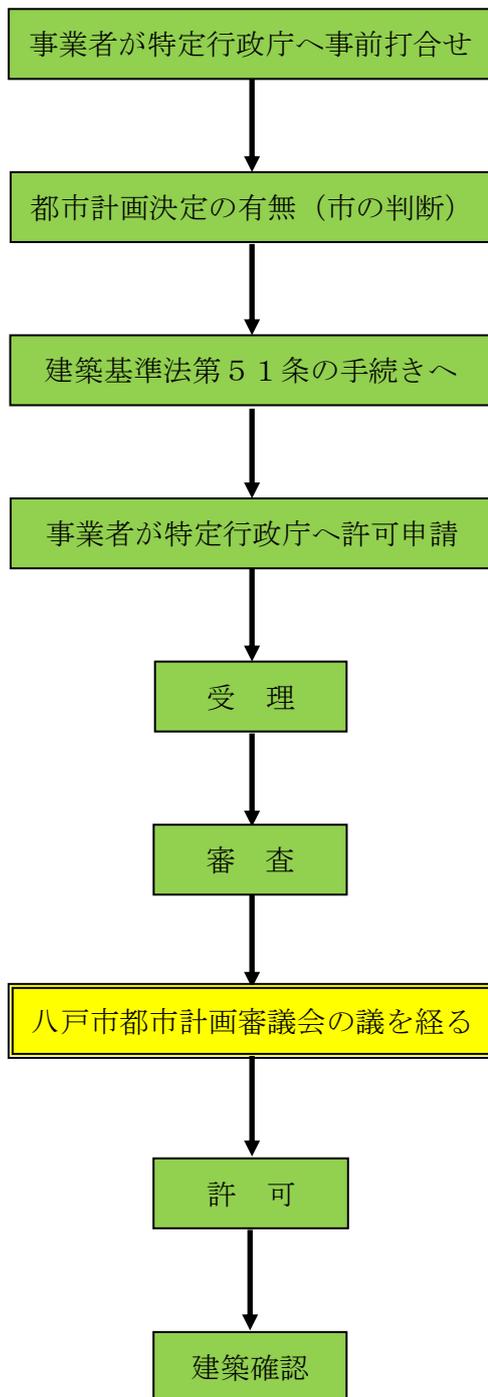
	基準対象項目	基準の考え方	今回の計画
都市内の位置	上位計画の位置づけ	<p><判断の主な観点></p> <p>①施設の配置（位置）や配置の方針について、当該都道府県や建設地の市町村の上位計画への記載の有無や計画記載内容との整合性</p> <p>②当該敷地及びその周辺地域の現状及び将来的な土地利用計画や動向として、市街化（特に住居系用途への転換等）が見込まれる場所かどうか</p>	<p>□第6次八戸市総合計画および都市計画マスタープランに支障が出るような場所ではない。</p> <p>□計画地は工業専用地域内にあり、市街化が見込まれる場所ではない。</p> <p>□あおりエコタウンプランでは、八戸市を中心とした県内全域で、環境リサイクル産業の振興等を目指すものとしているため、リサイクル事業に関してはなるべく積極的に認めていくべきものである。</p> <p>➤ 上位計画の位置づけに関しては問題なし。</p>
	都市内の一般廃棄物処理施設の配置	<p><観点></p> <p>○廃棄物等の搬出入の効率性</p> <p>○市街地への環境影響の排除</p> <p>以上のことから、各行政庁が選択的に設定する判断基準</p> <p>※都市内の特定地域へ一般廃棄物施設等を計画的に誘導</p> <p>※市街地から隔離する等</p> <p>※施設整備・誘導方針を有する行政庁の考え方による</p>	<p>□周辺は大型車両の通行に配慮された臨港道路に接しているため効率性も良く、また市街地への環境に影響はないと考えられる。</p> <p>□計画地は都市計画法第9条で定められた臨港地区内の工業専用地域に位置している。</p> <p>➤ 申請地の位置に関しては問題なし。</p>
敷地条件・立地区域	用途地域	<p><観点></p> <p>○住宅系用途地域への環境影響の抑制や排除</p> <p>○用途地域の趣旨との整合</p> <p>以上のことから設定する判断基準。</p>	<p>□住宅系用途地域ではなく、近隣に住宅も密集していない。また、事業計画でも排ガス、悪臭、排水が発生しないこととなっているため、環境への影響はないと考えられる。</p> <p>➤ 住宅系用途地域への環境影響はなく、用途地域の趣旨との整合性は取れているため問題なし。</p>

	<p>他法令 立地規制区域</p>	<p><観点> ○地域の景観保全や災害発生の防止 ○文化財の保護等 以上のことから立地規制する必要がある場合に設定する判断基準 ※他法令により建築物立地規制している場合 ※地域の景観や環境に影響を及ぼす恐れが高い場合 ※他法令規制区域については、廃掃法による許可や開発許可の審査過程でチェックされる場合も多いが、 ・施設の位置が都市計画上支障ない ・周辺市街地への環境影響の抑制の観点から判断が必要と考えられる。</p>	<p>□土砂災害特別警戒区域ではない。 □埋蔵文化財の包蔵地ではない。</p> <p>➤ 今回の申請地は立地規制される区域は含まれないため問題なし。</p>
	<p>当該敷地の周辺建築物からの隔離距離</p>	<p>○周辺市街地との位置関係の判断 ※公害防止 ※近隣紛争の未然防止のため (廃掃法の許可審査過程でもチェックされる項目) ※なお、隔離距離はあくまで市街地への環境影響を考慮した目安の基準であり、実際には、市街地の年間を通した風の向きや周辺の住宅等の密集度合など、地域条件等を加味して判断する必要がある、当該基準に適合しないからといって、機械的に立地を排除することのないように注意する必要がある。</p>	<p>□学校、保育園、病院、福祉施設等からは、一番近いところでも800m程度離れている。また、計画地周辺は工業系の用途地域であるため、住宅は少ない。</p> <p>➤ 申請地から市街地まで十分に離れているため問題なし。</p>
	<p>接道道路幅員 (道路整備状況)</p>	<p><観点> ○廃棄物の搬出入車両の進入の可能性 ○搬出入車両の進入による地域の交通 ○生活環境への影響 以上のことから設定する判断基準 ※廃掃法による許可や開発許可の審査過程でチェックされる事項ではあるが、接道道路幅員や道路整備の見込みについては、市街地内での環境影響(特に交通面)を判断する上で必要と考えられる。</p>	<p>□計画地は県道に面しており、また、2方向臨港道路に接道しており、幅員22mの臨港道路から出入りするため、地域交通等に及ぼす影響はないと考えられる。</p> <p>東側道路 白銀北沼線 W=22m 片側2車線 北側道路 八太郎1号埠頭線 W=20m 片側2車線 西側道路 県道八戸百石線 W=22m 片側2車線</p> <p>➤ 搬出入の道路は臨港道路であるため問題なし。</p>

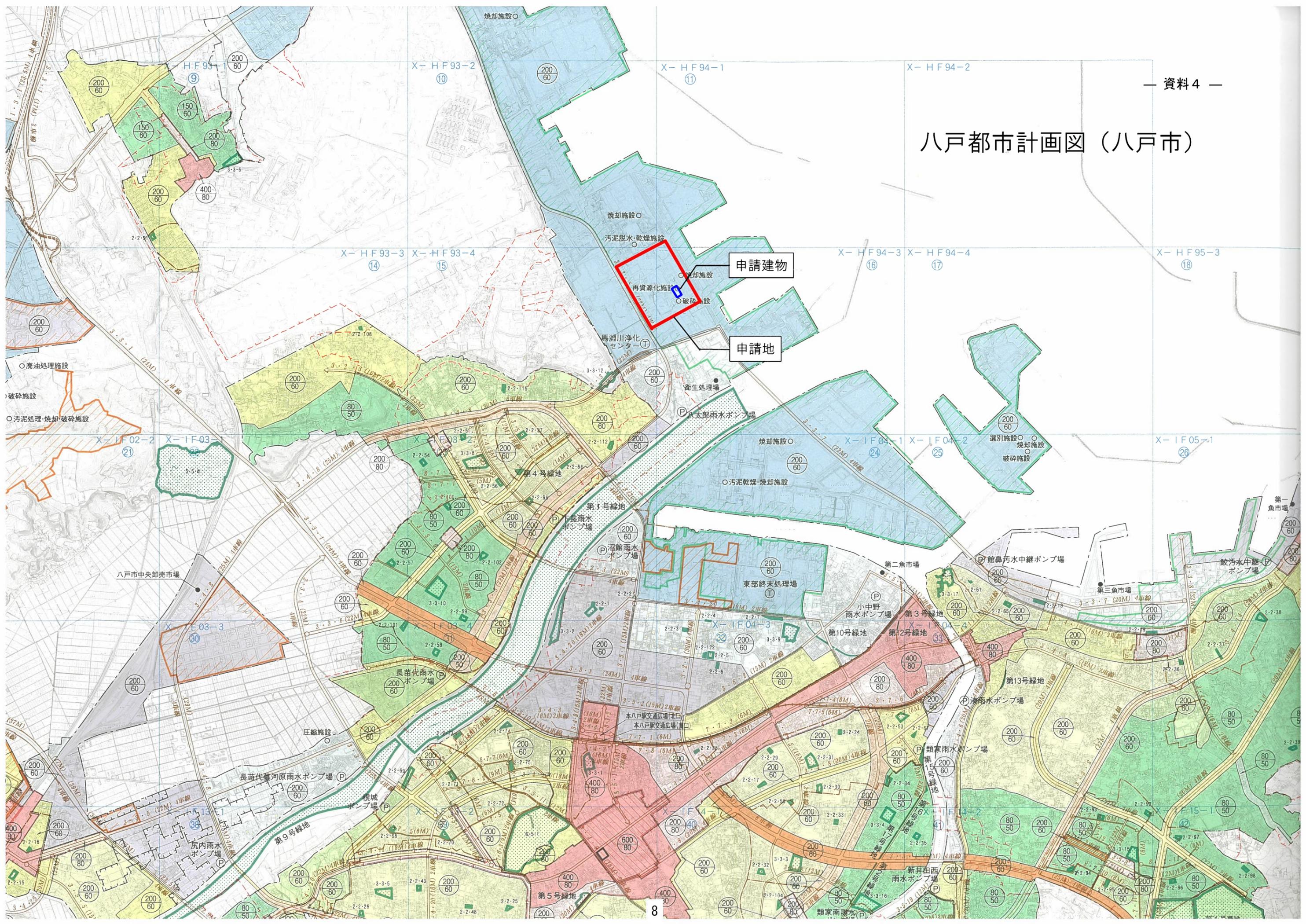
施設計画	敷地の規模・形状	<p><観点> ○産業廃棄物の処理活動の円滑化 ○公害防止など環境保全 ○将来の増築等への対応の必要性 主に環境部局の事前協議要綱等に規定されている基準</p> <p>※実際には、施設の種類の多いことなどから、定性的な基準に留まる場合が多い。 ※今後、標準的な面積を基準化することも考えられるが、必要性があるのかという検証が必要である。</p>	<p>□搬出入車両は1日15台程度であり、敷地は十分に広く、敷地内で混雑することはなく、廃棄物処理は円滑に行える。</p> <p>□敷地は十分に広く、当該施設稼働による騒音・振動の敷地外への影響は問題ないと考えられる。</p> <p>➤ 敷地の規模・形状については問題なし。</p>
	駐車場の確保	<p><観点> ○路上駐車等により周辺の交通に支障をきたすおそれがないか。 ※敷地内に処理量に見合った駐車スペースや待機スペースが確保されているか。</p> <p>※基準化している行政庁は多いものの、定性的な表現がほとんど。</p>	<p>□搬出入車両は1日15台程度であり、構内には駐車場が設けられている。荷降ろし場所は1台分のスペース程度しか設けられていないが、敷地内通路は片側5mあり、待機スペースも十分設けられている為、搬入時間が集中しても周辺道路が渋滞することはない。</p> <p>➤ 路上駐車等、周辺の交通に支障をきたすおそれはなく、問題なし。</p>
交通処理	搬出入経路・ルート	<p>○施設で処理する廃棄物の搬出入車両の通行による騒音・振動等の公害発生 ○交通事故等の未然防止 以上に配慮して設定する基準</p> <p>※特に搬出入車両が大型車で、搬出入台数が多い施設は、都市計画上及び市街地内での判断が必要 ※ただし、規模・用途に拘わらず全て一律に搬出入経路やルートを審査・判断する必要はないと考えられる。</p>	<p>□高速道路、幹線道路からの搬出入車両は西側道路(河原木1号埠頭1号線)から敷地内正門を出入りする。付近の道路状況と比較しても、1日15台程度の搬出入であり、現在も同数の搬出入のため、騒音・振動が増加することは少ない。</p> <p>➤ 搬出入経路に問題なし。</p>

	<p style="text-align: center;">交通量</p>	<p>○市街地内の特定の道路や交差点において、施設への搬出入車両による交通渋滞や交通事故の発生を未然に防止するために設定する基準</p> <p>※ただし、地域の道路整備状況や搬出入経路と併せて、総合的に判断する必要があることから、そもそも定量的な基準を示すことは難しい。</p>	<p>□計画地は臨港地区にあり、市街地の主要道路より約1km程度離れており、使用予定の車両は1日延べ15台程度であり、交通量の増加に関してほとんど影響はない。</p> <p>□運搬車両は1日15台程度の搬入に対して、搬出は1台であり、殆どが敷地内の別施設にて焼却等しており、現在も同数の車両の出入りであることから、大きな台数の変化は無く、車道への影響は少ない。</p> <p style="text-align: right;">➤ 交通量に問題なし。</p>
--	--	---	--

● 一般廃棄物処理施設に関する建築基準法上（51条）の手続き



八戸都市計画図 (八戸市)



搬入から搬出までの流れ

